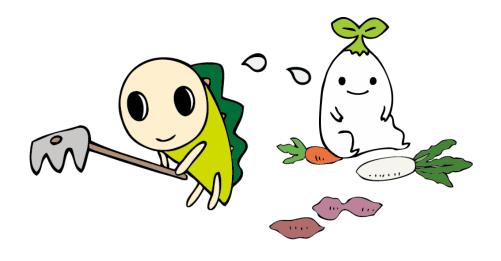
6 工 業・農業



【工業統計調査】表 6-1~6-4

- 注:1 令和元年6月1日現在で実施された工業統計調査(基幹統計調査、経済産業省所管)の結果を東京都が 集計したものを掲載した。
 - 2 「製造業」に属する事業所とは、一般的に、工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、 一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。
 - 3 従業者数は、調査期日現在の常用労働者数、個人事業主及び無給家族従業者数の合計であり、臨時 雇用者及び送出者を除いたものである。
 - 4 製造品出荷額等は、1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず・廃物出荷額 及びその他の収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ 額である。
 - 5 その他の用語の内容及び算式は、次のとおりである。
 - (1) 付加価値額 (粗付加価値額)
 - ① 従業者30人以上の事業所

付加価値額=製造品出荷額等+(製造品年末在庫額-製造品年初在庫額)+(半製品及び仕掛品年末価額-半製品及び仕掛品年初価額)-(推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(*1)+推計消費税額(*2))-原材料使用額等-減価償却額

② 従業者29人以下の事業所

<u>粗付加価値額</u>=製造品出荷額等-(推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(*1)+推計 消費税額(*2))-原材料使用額等

- 注)従業者29人以下の事業所は、製造品の年初及び年末の在庫額、半製品及び仕掛品の年初及び 年末価額並びに減価償却額を調査していないため、粗付加価値額として算出している。
- *1:平成29年度調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計している。
- *2:推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。
- (2) 生産額=製造品出荷額+加工賃収入額+(製造品年末在庫額-製造品年初在庫額)+(半製品及び仕掛品年末価額-半製品及び仕掛品年初価額)

【農林業センサス】表6-8~6-11

- 注:1 平成27年2月1日現在で実施された2015年農林業センサス(基幹統計調査、農林水産省所管)の結果 について、東京都が集計したものであり、農林水産省で公表する数値と異なる場合がある。
 - 2 農業経営体とは(1)から(3)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
 - (1) 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業
 - (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業
 - ① 露地野菜作付面積 15アール
 - ② 施設野菜栽培面積 350平方メートル
 - ③ 果樹栽培面積 10アール
 - ④ 露地花き栽培面積 10アール
 - ⑤ 施設花き栽培面積 250平方メートル
 - ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1頭
 - (3) 農作業の受託の事業

- ⑦ 肥育牛飼養頭数 1頭
- ⑧ 豚飼養頭数 15頭
- ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150羽
- ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽
- ① その他調査期日前1年間における農業生産物の 総販売額50万円に相当する事業の規模
- 3 販売農家とは経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
- 4 自給的農家とは経営耕地面積が30アール未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。